

福運整第 635号の2
令和元年12月 9日

県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

標記について、令和元年12月6日付け東自保第64号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知願います。

また、下記のことを改めて徹底するとともに、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないでください。

記

- ① 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
- ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。
- ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
- ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。

20191206_東自保_通達_10年

東自保第64号
令和元年12月6日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

標記について、令和元年12月6日付け国自安第136号の2により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、貴支局の関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。



別添

国自安第136号の2

令和元年12月6日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

(公 印 省 略)

運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。



別添

国自安第136号
令和元年12月6日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

12月4日、バスが東京都新宿区の都道を走行中、ハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し止まり、ハイヤーの運転者が死亡する事故が発生しました。事故の原因については調査中ですが、当該バスの運転者が事故後に搬送された病院にて、インフルエンザに罹患していたことが判明しました。

一般的に、インフルエンザウイルスに感染してから1～3日間ほどの潜伏期間の後、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現われるとされております。（参考 国立感染症研究所HP）

自動車運送事業者におかれましては、乗務前点呼時において、体調が正常であった場合においても、運転者が運行中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合もあることから、事業用自動車の安全確保に万全を期すために、下記事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

自動車運送事業者は、以下のことを改めて徹底するとともに、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないこと。

- ① 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
- ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。

- ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
- ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。

(参考) 国立感染症研究所HP

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/219-about-flu.html>